

## 令和4年度運営指導の指摘事項等について

各サービス別に、令和4年度の運営指導、指定申請等において、文書又は口頭指導を行った内容について例示します。  
 なお、令和3年度に引き続き、令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、指導件数が少なくなっています。このため、当該資料のみならず、過去の資料も含めて、事業所の運営の参考としてください。

## 1 基本方針

番号	サービス	項目	指摘内容
1	共通	利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のための措置の実施	虐待の防止について、研修を行っていない事例が認められた。 利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者及び管理者に対し研修を実施する等の措置を講じること。

## 2 人員基準

番号	サービス	項目	指摘内容
1	特定施設入居者生活介護	従業者の員数	看護職員及び介護職員の合計数を、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上としていない事例が認められた。 適切な人員を配置すること。
2	居宅介護支援	従業者の員数	常勤の介護支援専門員の配置は利用者の数35人に対して1人を基準とするものであるが、35人を超える介護支援専門員がいた事例が認められた。 事業所内で介護支援専門員1人当たりの利用者数の調整を検討すること。

## 3 運営基準

番号	サービス	項目	指摘内容
1	共通	内容及び手続の説明及び同意	利用申込者又はその家族に対し、入居申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項については、最新の情報を記載していない事例が認められた。 定期的に見直しを行い、最新の情報に変更すること。
2	共通	個別サービス計画に沿ったサービスの提供	個別サービス計画とは違うサービスを提供していた事例が認められた。 サービス計画に沿ったサービス提供を行うこと。
3	共通	サービスの提供の記録	サービスの提供の記録が記載されていない事例が認められた。 サービスの提供の記録は、請求の根拠となるため、記録誤りや記録漏れのないよう、正しく記録すること。
4	共通	個別サービス計画の作成	個別サービス計画の作成に当たって、利用者又はその家族に対して、説明を行っていない事例が認められた。 利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ること。
5	共通	運営規程	虐待の防止のための措置に関する事項を運営規程に定めていない事例が認められた。 運営規程の整備を行うとともに、本市にその変更を届け出ること。
6	共通	運営規程	運営規程に記載された利用料について、1割負担及び2割負担のみ記載されていた事例が認められた。 併せて、3割負担の場合についても記載を行うこと。
7	共通	勤務体制の確保等	管理者及び従業者に研修を実施していない事例が認められた。 管理者及び従業者に対して、資質向上のために、その研修の機会を確保すること。また研修を受講した際は、受講がわかる書類等を残しておくこと。
8	共通	勤務体制の確保等	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていない事例が認められた。 必要な措置を講ずること。
9	共通	勤務体制の確保等	研修を実施した際に、記録を作成していない事例が認められた。 研修を実施した際は、研修を実施したことがわかる記録を残すこと。
10	共通	秘密保持等	従業者又は従業者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない事例が認められた。 誓約書等を徴するなど必要な措置を講じること。

11	共通	秘密保持等	家族の個人情報を利用しているにも関わらず、同意を得ていない事例が認められた。 家族の個人情報を利用する場合には家族の同意を得ること。
12	共通	秘密保持等	利用者個人に関する記録において、他の利用者の個人情報に記載されている裏紙を使用している事例が認められた。 個人情報保護の観点から、個人情報の取扱いについては十分留意すること。
13	共通	苦情処理	苦情を受け付ける体制を講じていない事例が認められた。 苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録することが必要であるため、あらかじめ記録様式を作成する等の体制の整備を行うこと。
14	共通	事故発生時の対応	事故を記録する体制を講じていない事例が認められた。 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処理について、記録することが必要であるため、あらかじめ記録様式を作成する等の体制の整備を行うこと。
15	共通	記録の整備	提供した具体的なサービスの内容等の記録が保管されていない事例が認められた。 利用者へのサービスの提供に関する記録を整備し、5年間保管しておくこと。
16	共通 (地域密着型サービス)	地域との連携等	運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けていない事例が認められた。 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、知見を有する者等により構成される「運営推進会議」を設置し、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。
17	共通 (施設系サービス)	介護	介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行わなければならないにも関わらず、不適切なケアを実施している事例が認められた。 介護に当たっては、適切な技術をもって実施すること。
18	共通 (通所系及び施設系サービス)	非常災害対策	非常災害に関する具体的な計画を立ててない等の事例が見受けられた。 非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施すること。 また、訓練を実施した際は、記録を残しておくこと。
19	共通 (通所系及び施設系サービス)	非常災害対策	定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているが、夜間を想定した訓練を実施していない事例が認められた。 非常災害に備えるための訓練を行うに当たっては、昼間を想定した訓練に加え、夜間を想定した訓練を行うよう努めること。
20	共通 (対象サービス)	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況等)を記載していない事例が認められた。 重要事項説明書に記載をすること。
21	訪問介護	訪問介護計画の作成	訪問介護計画が、居宅サービス計画の内容に沿って作成されていない事例が認められた。 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成又は変更を行うこと。
22	訪問看護	訪問看護計画書及び訪問看護報告書	訪問看護計画書の作成に当たって、利用者又はその家族に対して同意を得ていない事例が認められた。 訪問看護計画書の作成に当たり、利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た上で、利用者に交付すること。
23	訪問看護	訪問看護計画書及び訪問看護報告書	訪問看護計画書を主治医に提出していない事例が認められた。 訪問看護計画書及び訪問看護報告書は定期的に主治医に提出すること。
24	訪問看護	訪問看護計画書及び訪問看護報告書	要支援から要介護へ区分変更があった利用者について、変更後の区分に基づく訪問看護計画書が作成されていない事例が認められた。 区分変更があった場合には、改めて訪問看護計画書を作成すること。

25	(地域密着型)通所介護	(地域密着型)通所介護計画の作成	2単位でのサービス提供を受けている利用者について、通所介護計画書が1単位分の内容のみ作成されている事例が認められた。 単位が異なれば、サービス内容も違うことから、必要なサービスを明確にするため、通所介護計画を適切に作成すること。
26	小規模多機能型居宅介護看護看護小規模多機能型居宅介護	居宅サービス計画の作成	計画の作成に当たって、アセスメントやモニタリング等の業務が実施されていない事例が認められた。 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行うこと。
27	居宅介護支援	内容及び手続の説明及び同意	指定居宅介護支援の提供に際し、あらかじめ、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等について、文書を交付して説明するとともに、それを理解したことについて利用申込者又はその家族から署名を得なければならないにも関わらず、行っていない事例が認められた。 あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、文書の交付に加えて口頭での説明を行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得ること。
28	居宅介護支援	内容及び手続の説明及び同意	指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき、文書を交付して説明するとともに、それを理解したことについて利用申込者又はその家族から署名を得なければならないにも関わらず、行っていない事例が認められた。 あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、文書の交付に加えて口頭での説明を行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得ること。
29	居宅介護支援	内容及び手続の説明及び同意	利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合に、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えることを求めている事例が認められた。 重要事項説明書に記載をするなどして、利用者又はその家族に対し事前に協力を求め、適切に行うこと。
30	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	(アセスメントの実施) 居宅サービス計画の作成に当たり、アセスメントを実施していない事例が認められた。 居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接した上で、アセスメントを行うこと。
31	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	(サービス担当者会議の開催) 居宅サービス計画の作成に当たり、サービス担当者会議について、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者が欠席したにも関わらず、照会等を行っていない事例が認められた。 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者が欠席した場合は、照会等を行うとともに、回答を受領すること。
32	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	(居宅サービス計画の説明及び同意) 居宅サービス計画の作成に当たり、居宅サービス計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていない事例が認められた。 文書により利用者の同意を得ること。
33	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	(モニタリングの実施) 特段の事情がないにも関わらず、居宅サービス計画の実施状況の把握に当たって、モニタリングを実施していない事例が認められた。 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接をすること。 また、少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

34	居宅介護支援	指定居宅介護支援の 具体的取扱方針	(担当者に対する個別サービス計画の提出依頼) 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めている事例が認められた。 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めること。
35	居宅介護支援	指定居宅介護支援の 具体的取扱方針	(主治の医師等の意見等) 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合に、主治の医師等の意見を求めている事例が認められた。 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、作成した居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。

#### 4 報酬基準

番号	サービス	項目	指摘内容
1	共通	基本報酬	サービスの提供を行っていないにも関わらず、基本報酬を算定している事例が認められた。 基本報酬はサービスが提供された月に適切に算定を行うこと。
2	共通	基本報酬	記録上のサービス提供内容と、実際に請求した基本報酬の区分に相違がある事例が認められた。 基本報酬は、適正に算定を行うこと。
3	訪問介護	訪問介護費	前回提供した指定訪問介護からおおむね2時間未満の間隔で指定訪問介護を行ったにも関わらず、それぞれの所要時間を合算していない事例が認められた。 前回提供した指定訪問介護からおおむね2時間未満の間隔で指定訪問介護が行われた場合には、それぞれの所要時間を合算すること。
4	訪問介護	2人の訪問介護員等による訪問介護の取扱い等	2人の訪問介護員等による訪問介護について、利用者や家族の同意を得ていないにも関わらず100分の200に相当する単位数を算定している事例が認められた。 当該単位数を算定する場合に当たっては、厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等に対して、利用者や家族の同意を得て行うこと。
5	訪問介護	特定事業所加算	訪問介護員等の研修について、研修を実施していないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。 研修を行うとともに、実施が確認できる報告書等の記録を残しておくこと。
6	訪問介護	初回加算	サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に、新規に訪問介護計画を作成していないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。 当該加算は新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して算定すること。
7	訪問介護	生活機能向上連携加算(I)	当該加算は、利用者の急性憎悪等により訪問介護計画を見直した場合を除き、訪問介護計画に基づく指定訪問介護を提供した初回の月に限り100単位を算定されるものであるにも関わらず、翌々月において加算の算定を行っていた事例が認められた。 当該加算は、原則初回の月に限り算定できることに留意すること。
8	訪問看護	訪問看護費	前回提供した訪問看護からおおむね2時間未満の間隔で訪問看護を行ったにも関わらず、それぞれの所要時間を合算していない事例が認められた。 前回提供した訪問看護からおおむね2時間未満の間隔で訪問看護を行った場合は、それぞれの所要時間を合算すること。
9	訪問看護	訪問看護費	末期の悪性腫瘍の患者について、訪問看護費の算定ができないにも関わらず、訪問看護費を算定していた事例が認められた。 末期の悪性腫瘍の患者その他厚生労働省大臣が定める疾患等の患者については、医療保険の給付の対象となるものであり、訪問看護費は算定しないこと。

10	訪問看護	訪問看護費	主治の医師の指示書の内容に変更がないにも関わらず、訪問する職員が理学療法士から看護師へ変更となった事例が認められた。 医療系サービスは主治医の指示の元に提供されていることから、主治の医師に基づき、適切にサービスを提供するとともに、指示内容を確認できる記録を適切に残すこと。
11	訪問看護	訪問看護費	当該利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示があったにも関わらず、訪問看護費を算定している事例が認められた。 利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示があった場合は、交付の日から14日間を限度として医療保険の給付対象となるため、訪問看護費は算定しないこと。
12	訪問看護	複数名訪問加算	同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて、利用者又はその家族等の同意を得ていない等、算定要件を満たしていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。 当該加算を算定する場合は、利用者又はその家族等の同意を得る等、算定要件を満たした上で算定すること。
13	訪問看護	長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者でないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。 当該加算は、特別な管理を必要とする利用者に対して、所要時間1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合であって、当該指定訪問看護の所要時間を通算した時間が1時間30分以上となる場合に算定すること。
14	訪問看護	同一建物減算	指定訪問看護事業所の所在する建物と同一の敷地内に居住する利用者に対して、指定訪問看護を行った場合は、1回につき、100分の90に相当する単位数を算定しなければならないにも関わらず、当該減算を算定していない事例が認められた。 指定訪問看護事業所の所在する建物と同一の敷地内に居住する利用者に対して、指定訪問看護を行った場合は、当該減算を算定すること。
15	訪問看護	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者でない等、算定要件を満たしていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。 中山間地域等に居住していない利用者に対して、当該加算を算定しないこと。
16	訪問看護	緊急時訪問看護加算	他事業所で算定されているにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。 当該加算は1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定すること。
17	訪問看護	緊急時訪問看護加算	利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う体制にある事業所が当該加算を算定することを、利用者又はその家族等から、同意を得ていない等、算定要件を満たしていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。 当該加算は利用者又はその家族等の同意を得た上で算定すること。
18	訪問看護	緊急時訪問看護加算	訪問看護費が算定できないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。 当該加算は、訪問看護費が算定できる月に算定すること。
19	訪問看護	早朝・夜間・深夜の訪問介護の取扱い	緊急時訪問看護加算を算定しているにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。 当該加算は、1月以内に2回目以降の緊急時訪問を行った場合に算定すること。

20	訪問看護	特別管理加算	看護職員が「点滴を週3日以上行う必要が認められる状態」の者に、週3回以上点滴を行っていない等、算定要件を満たしていないのにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。 当該加算は、看護職員が「点滴を週3日以上行う必要が認められる状態」の者に、週3回以上点滴を行った場合に算定すること。
21	訪問看護	特別管理加算	「特別な管理を必要とする利用者」でないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。 当該加算は、「特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態にある場合」に算定するとともに「特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態」にあることの根拠を残しておくこと。
22	訪問看護	特別管理加算	訪問看護費が算定できないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。 当該加算は、訪問看護費が算定できる月に算定すること。
23	訪問看護	ターミナルケア加算	利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けており、介護保険における訪問看護費が請求できないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。 当該加算は、介護保険における訪問看護費が生じている場合に算定すること。
24	訪問看護	ターミナルケア加算	主治医と連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得ていなかったにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。 当該加算の算定に当たっては、ターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得た上で算定すること。 また、当該加算は、ターミナルケア期にある利用者に係る訪問看護が対象となるものであることに留意すること。
25	訪問看護	主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い	指定訪問看護を利用しようとする者の主治の医師が、当該利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行っているにも関わらず、介護保険サービスを提供している事例が認められた。 指定訪問看護を利用しようとする者の主治の医師が、当該利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行っている場合には、介護保険が請求できないことに留意すること。
26	訪問看護	主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い	指定訪問看護を利用しようとする者の主治の医師が、当該利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行っているにも関わらず、訪問看護費を算定している事例及び減算していない事例が認められた。 当該指示の日から14日間は訪問看護費を算定しないこと。また、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合は、当該指示の日数に応じて、1日につき97単位を所定単位数から減算すること。
27	訪問看護	初回加算	新規に訪問看護計画を作成していないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。 当該加算は、利用者又はその家族へ説明、同意及び交付を含み、新規に訪問看護計画を作成した上で算定すること。
28	訪問看護	退院時共同指導加算	利用者の退院時まで退院時共同指導を行っていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。 当該加算は、利用者の退院時まで、在宅での療養上必要な指導の内容を文書により提供した上で算定すること。
29	訪問看護	サービス提供体制強化加算	訪問看護費が算定できないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。 当該加算は訪問看護費が算定できる場合に算定すること。
30	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	入浴介助加算(Ⅰ)	入浴介助を提供していない等、算定要件を満たしていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。 当該加算を算定する場合は、入浴介助を行う等、算定要件を満たすこと。

31	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	入浴介助加算(Ⅱ)	浴室での利用者の動作や浴室の環境を評価を行ったことが確認できない事例が見受けられた。 当該加算の算定に当たっては、利用者の居室を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価すること。 また、利用者の身体状況や浴室の環境に変化があった場合は、入浴計画の見直しを行うこと。
32	(地域密着型)通所介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練計画を作成していない等、算定要件を満たしていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。 当該加算の算定に当たっては、アセスメントを経て、個別機能訓練計画を作成し、利用者又はその家族へ説明を行い、同意を得た上で算定すること。 また、介護支援専門員へ個別機能訓練計画を交付し、利用者又はその家族への説明を行い、内容に同意を得た旨を報告すること。
33	(地域密着型)通所介護	個別機能訓練加算	介護支援専門員へ個別機能訓練計画を交付していないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。 介護支援専門員へ個別機能訓練計画を交付の上、利用者又はその家族へ説明を行い、内容に同意を得た場合に当該加算を算定すること。
34	(地域密着型)通所介護	個別機能訓練加算	機能訓練指導員等が3月ごとに1回以上、利用者の居室を訪問し、利用者の居室での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成していない事例が認められた。 個別機能訓練計画の作成については、機能訓練指導員等が利用者の居室を訪問した上で行うこと。
35	(地域密着型)通所介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練を実施した担当者名が確認できないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。 個別機能訓練を実施した担当者名を記録に残しておくこと。
36	(地域密着型)通所介護	個別機能訓練加算	利用者に対して個別機能訓練を実施していない等、算定要件を満たしていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。 個別機能訓練を実施する等、算定要件を適切に満たした上で算定すること。
37	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	送迎減算	利用者の居室へ送迎を実施していないにもかかわらず、当該減算を算定していない事例が認められた。 送迎を行わない場合は、当該減算を算定すること。
38	特定施設入居者生活介護	夜間看護体制加算	利用者又はその家族等に対して、重度化した場合における対応に係る指針の内容を説明し、同意を得ていない等、算定要件を満たしていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。 当該加算の算定に当たっては、重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ること。
39	特定施設入居者生活介護	医療機関連携加算	利用者又はその家族等に対して、同意を得ていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。 当該加算は、看護職員が利用者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において、利用者の同意を得て、協力医療機関又は利用者の主治の医師に対して、利用者の健康の状況について月に1回以上情報を提供した場合に算定すること。
40	特定施設入居者生活介護	医療機関連携加算	協力医療機関の医師又は利用者の主治医から署名あるいはそれに代わる方法により受領の確認を得ていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。 当該加算の算定に当たっては、協力医療機関等の情報提供は、面談によるほか、文書(FAXを含む)又は電子メールにより行うことも可能であるが、協力医療機関の医師又は利用者の主治医から、署名あるいはそれに代わる方法により、受領の確認を得た上で算定すること。
41	特定施設入居者生活介護	看取り介護加算	医師、生活相談員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者(以下「医師等」という。)が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、同意が得られる前に、当該加算を算定している事例が認められた。 当該加算は、医師等のうち、その内容に応じ適当な者が、利用者又はその家族等に対して当該計画の内容を説明し、当該計画について同意を得ている者を対象に、算定すること。

42	看護小規模多機能型居宅介護	初期加算	指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業所に登録した日から起算して30日以上を経過して、初期加算を算定している事例が認められた。 当該加算は、指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業所に登録した日から起算して30日以内の期間について、算定を行うこと。
43	看護小規模多機能型居宅介護	認知症加算(Ⅰ)	利用者の日常生活自立度のランクがⅢ、Ⅳ又はMに該当しないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。 当該加算は、利用者の日常生活自立度のランクがⅢ、Ⅳ又はMに該当している場合に算定すること。
44	居宅介護支援	運営基準減算	居宅介護支援費の算定について、指定居宅介護支援の提供に際し、あらかじめ利用者に対して、 ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること ・前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合 ・前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について文書を交付して説明を行っていない等、運営基準減算が必要にも関わらず、当該減算を算定していない事例が認められた。 当該要件に該当した場合は、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算とすること。
45	居宅介護支援	運営基準減算	居宅介護支援費の算定について、居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたって ・介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない ・介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っていない ・介護支援専門員が、サービス担当者会議を開催するに当たり、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者が欠席したにも関わらず、意見照会を行っていない ・介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない 等、運営基準減算が必要にも関わらず、当該減算を算定していない事例が認められた。 当該要件に該当した場合は、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算とすること。
46	居宅介護支援	運営基準減算	居宅介護支援費の算定について、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握にあたって ・介護支援専門員が、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者面接していない ・介護支援専門員が、モニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する 等、運営基準減算が必要にも関わらず、当該減算を算定していない事例が認められた。 当該要件に該当した場合は、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算とすること。
47	居宅介護支援	初回加算	新規に居宅サービス計画を作成していないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。 当該加算を算定する場合は、「指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準」第13条第7号から第11号まで及び第14号から第15号に定める業務を実施すること。

48	居宅介護支援	特定事業所加算	介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施するに当たり、研修計画を策定していない等、算定要件を満たしていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。 計画的に研修を実施するに当たり、少なくとも次年度が始まるまでに、介護支援専門員ごとに個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を踏まえた次年度の計画を策定すること。また、年度途中に入職した職員についても、計画を作成すること。
49	居宅介護支援	特定事業所加算	居宅介護支援費に係る運営基準減算が適用される月に当該加算を算定している等、算定要件を満たしていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。 当該加算は運営基準減算が適用されない月に算定すること。
50	居宅介護支援	入院時情報連携加算	利用者の入院日から3日以内又は7日以内に病院(診療所含む)に情報提供を行っていない等、算定要件を満たしていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。 当該加算を算定する場合は、利用者が病院(診療所含む)に入院してから、3日以内又は7日以内に、病院(診療所含む)の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。
51	居宅介護支援	入院時情報連携加算	運営基準減算が適用されたことにより、居宅介護支援費が算定できない月に当該加算を算定している事例が認められた。 居宅介護支援費が算定される月に当該加算を算定すること。
52	居宅介護支援	入院時情報連携加算	入院の事実がないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。 算定要件を満たした上で、適切に算定を行うこと。
53	居宅介護支援	入院時情報連携加算	FAXによって、病院(診療所含む)に情報提供を行ったにもかかわらず、当該内容を居宅サービス計画等に記録していない事例が認められた。 情報提供を行った日時、場所(医療機関に向いた場合)、内容、提供手段(面談、FAX等)等について、居宅サービス計画等に記録するとともに、FAXによって、病院(診療所含む)に情報提供を行った場合は、先方が受け取ったことも確認し、併せて記録すること。
54	居宅介護支援	退院・退所加算	退院時に「指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準」第13条第6号から同条第12号に規定する一連の業務を実施していないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。 当該加算を算定する場合は、退院時に居宅サービス計画の作成に係る一連の業務を実施すること。
55	居宅介護支援	退院・退所加算	病院(診療所含む)の職員からの情報収集の方法が、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たすカンファレンスでないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。 当該加算におけるカンファレンスとは、「診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3」の要件を満たす必要があり、実施するカンファレンスが要件を満たしているか十分留意すること。
56	居宅介護支援	退院・退所加算	入院等の事実がないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。 算定要件を満たした上で、適切に請求を行うこと。
57	居宅介護支援	退院・退所加算	同月内に初回加算を算定している等、算定要件を満たしていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。 当該加算は、同月内に初回加算を算定する場合は、算定できないことに留意すること。
58	居宅介護支援	通院時情報連携加算	当該加算の算定に当たり、病院(診療所含む)において医師の診察を受ける場合に、利用者の同意を得ていない事例が認められた。 医師の診察を受ける場合は、利用者の同意を得た上で行うこと。

59	居宅介護支援	ターミナルケアマネジメント加算	ターミナルケアに係る計画及び支援体制について、利用者及びその家族に対して同意を得ていない等、算定要件を満たしていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。 当該加算は、ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、算定すること。
----	--------	-----------------	---

#### 5 介護保険法

番号	サービス	項目	指摘内容
1	共通	人格尊重義務	事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならないにもかかわらず、高齢者虐待を行っていた事案が見受けられた。 再発防止策を講じること。